

T-PLANNER T-PLANNERmimi

2019.10.1～消費税率改正に関する対応資料

2019/07版
株式会社トップ ソフトウェアセンタ



1

2019年10月1日以降に入力する伝票の
消費税率を一律10%に変更する方法

2

2019年9月30日以前に消費税率10%
2019年10月1日以降に消費税率8%を使用する方法

3

軽減税率・経過措置に関して

1 2019年10月1日以降に入力する伝票の消費税率を一律10%に変更する方法

T-PLANNERご利用中のすべてのお客様に設定が必要です

1) T-PLANNERにログインします。

2) マスタ管理2 --- → [消費税率マスタ] もしくは
マスタメニュー --- → [消費税率マスタ] を起動します。

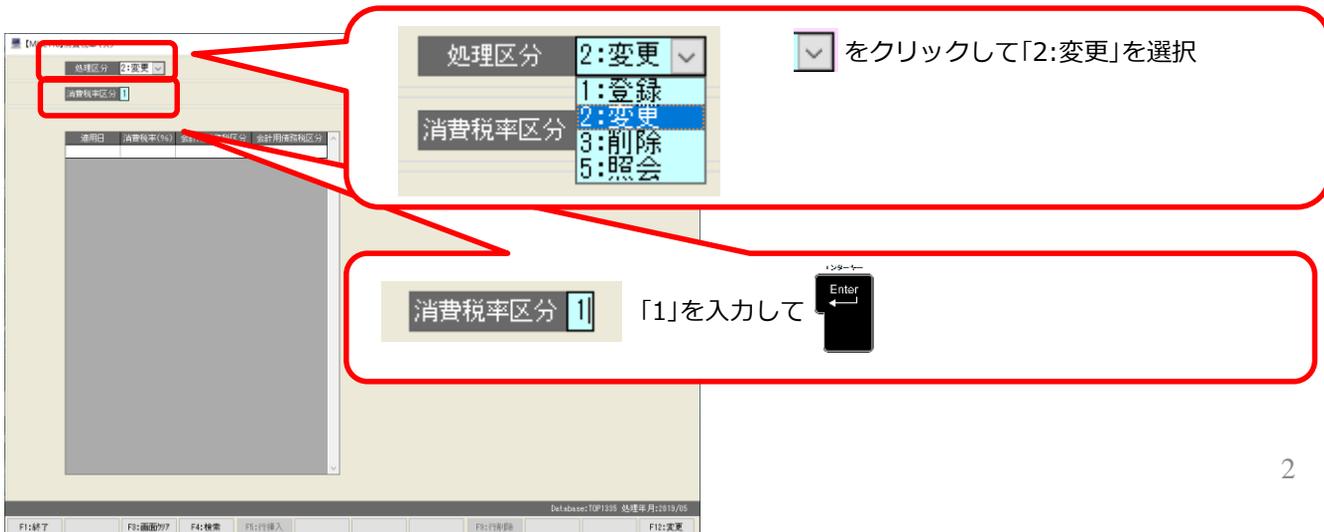


※マスタ管理1 マスタ管理2 マスタメニューのいずれにも [消費税率マスタ] が確認できない場合はソフトウェアセンタまでお問合せください。
誤操作防止のため、非表示にしてある場合があります。

3) [消費税率マスタ]の画面が開いたら

処理区分 --- → 2: 変更

消費税率区分 --- → 「1」を入力し、エンターを押下します



4) 現在の消費税率設定が表示されます。

一番下の空欄に

適用日 ---→ 「20191001」を入力し、エンター

消費税率(%) ---→ 「10」を入力し、エンターを押下します

【MHE110】消費税率マスタ

処理区分 2:変更

消費税率区分 1

適用日	消費税率(%)	会計
1989/04/01	3.00	
1997/04/01	5.00	
2014/04/01	8.00	

ここに入力します

適用日 20191001 → Enter → 2019/10/01

消費税率(%) 10.00 → Enter → 10.00

入力後はこのように表示されます

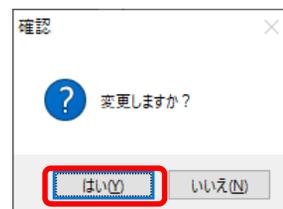
適用日	消費税率(%)	会計
1989/04/01	3.00	
1997/04/01	5.00	
2014/04/01	8.00	
2019/10/01	10.00	

Database: TOP1335TMINI 処理年月: 2019/04

F1:終了 F3:画面クリア F4:検索 F5:行挿入 F9:行削除 F12:変更

5) 入力が完了したら、 **F12:変更** をクリックします。

6) 確認メッセージが出るので、 **はい(Y)** をクリックします。



画面がクリアされたら、登録完了です。

【MHE110】消費税率マスタ

処理区分 2:変更

消費税率区分

適用日	消費税率(%)	会計用債権税区分	会計用債務税区分

7) 念のため、もう一度 消費税率区分に「1」を入力して、エンターを押してみます。

4) で入力した内容が確認できればOKです。

8) 画面左下の **F1:終了** をクリック、

確認メッセージ「終了しますか?」の **はい(Y)** をクリックして、消費税率マスタの画面を終了します。

消費税率を変更した影響について

商品マスタにて

課税区分	1:外税
消費税率区分	1:8.00%

課税区分 1:外税 もしくは 2:内税
消費税率区分 1 8.00% 2019/10/01以降は 1 10.00%

上記が選択されているすべての商品に、共通の影響があります。

【見積入力】 【受注入力】 【売上入力】 【発注入力】 【仕入入力】 各画面共通

◇見積日（もしくは受注日/売上日/発注日/仕入日）に入力した日付が **2019/09/30以前** の場合

商品ごとの課税区分に
[外税8%][内税8%]と表示されます。

見積日	2019/09/30	見積区分	1 見積
得意先	00001	株式会社	トップ建設
担当者名	小田		

見積区分	商品CD	商品名	規格	課税区分
1	00000001	NTT 電話機		外税8%
2	00000002	NTT 電話機 主装置		内税8%

合計の消費税は8%で計算されます。

合計見積金額	10,000	消費税	800	総額	10,800
合計原価金額	0				10,000

◇見積日（もしくは受注日/売上日/発注日/仕入日）に入力した日付が **2019/10/01以降** の場合

商品ごとの課税区分に
[外税10%][内税10%]と表示されます。

見積日	2019/10/01	見積区分	1 見積
得意先	00001	株式会社	トップ建設
担当者名	小田		

見積区分	商品CD	商品名	規格	課税区分
1	00000001	NTT 電話機		外税10%
2	00000002	NTT 電話機 主装置		内税10%

合計の消費税は10%で計算されます。

合計見積金額	10,000	消費税	1,000	総額	11,000
--------	--------	-----	-------	----	--------

途中で日付を変更した場合でも、商品呼び出しなおしたタイミング、

もしくは **F12:登録** を押したタイミングで、日付に対応した消費税率で計算されなおします。

他の入力画面の伝票を呼び出して登録した場合も、現在の入力画面の日付に対応した消費税率で計算しなおします。

例：2019/09/30の見積伝票を売上入力で呼び出して、2019/10/01の売上日で登録した場合は消費税率10%

請求業務/支払業務について

◇請求/支払の締日が月末の得意先、仕入先に関しては
月内で消費税率が混在しませんので、特に問題ありません。

例：得意先マスタ/請求情報

締日	回収月	回収日	入金条件
31	1	31	

◇請求/支払の締日が月末でない得意先/仕入先の場合、
消費税率の変更を挟んで集計を行うことになります。
その場合、【売上入力】【仕入入力】時に表示された消費税率で計算されます。

締日	支払月	支払日	支払条件
20	1	20	

例1：得意先マスタ/請求情報 [消費税残出]2:伝票単位 [締日]20 の場合

消費税算出 2:伝票単位

例2：同じく

[消費税残出]3:請求一括 [締日]20 の場合

消費税算出 3:請求一括

いずれも、計算結果は同じになります。

例：請求明細書

2019/09/30以前の消費税（税率8%） ¥ 800
+
2019/10/01以降の消費税（税率10%） ¥ 1,000 } 合算されて
います

消費税額	今回御請求額
1,800	21,800

伝票日付	伝票NO	品名	数量	単位	単価	金額
2019.09.30	0000000008	N T T 電話機				
				1台	10,000	10,000
2019.10.01	0000000009	N T T 電話機				
				1台	10,000	10,000

参考1



請求明細書には、伝票毎の消費税額を印字することができます。

得意先マスタ/請求情報 [消費税算出]が2：伝票単位 の場合のみ有効

消費税算出 2:伝票単位

[伝票毎消費税]を 1：印刷する に設定

伝票毎消費税 1:印刷する

請求明細書（請求書種類403/404/409/410）に、伝票毎の消費税額を印字します。

伝票日付	伝票NO	品名	数量	単位	単価	金額
2019.09.30	0000000008	N T T 電話機				
				1台	10,000	10,000
		消費税額				800
2019.10.01	0000000009	N T T 電話機				
				1台	10,000	10,000
		消費税額				1,000

参考2

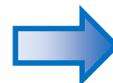


請求書を分けることができます。請求締集計処理を2回に分けて行います。

1回目

9/21～9/30の売上が対象

処理区分	1:集計
締日	20
請求締年月日	2019/09/30
事業所	1 事業所

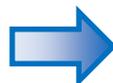


御買上額	消費税額	今回御請求額
10,000	800	10,800

2回目

10/1～10/20の売上が対象

処理区分	1:集計
締日	20
請求締年月日	2019/10/20
事業所	1 事業所



御買上額	消費税額	今回御請求額
10,000	1,000	11,000

2

2019年9月30日以前に消費税率10%

2019年10月1日以降に消費税率8%を使用する方法

必要に応じて設定してください。

消費税率が10%の商品、8%の商品を作成します。

2019年10月以降に売上をする予定の見積書を作成したり

2019年9月以前の売上に関する返品伝票を入力したりする場合の対応方法です。

1) [消費税率マスタ]の画面を開きます。

処理区分 ---→ 1:登録

消費税率区分 ---→ 「2」を入力し、エンター

適用日 ---→ 「20140401」を入力し、エンター

消費税率(%) ---→ 「8」を入力し、エンター

F12:登録

をクリック

【MHE110】消費税率マスタ

処理区分 1:登録

消費税率区分 2

適用日	消費税率(%)	会計用値	税率区分	会計用値
2014/04/01	8.00			

「2」を入力して

※消費税率区分「2」にすでに消費税率が登録されている場合は別の消費税率区分を数字で入力します。

適用日 20141001 → Enter → 2014/10/01

消費税率(%) 8.00 → Enter → 8.00

F12:登録 をクリック、「登録しますか?」の確認メッセージが出たら はい をクリックします。入力内容がクリアされたら登録完了です。

これで、消費税率区分「2」として 消費税率8%のまま変わらない区分ができました。

2) 同じ手順で、消費税率区分 ---→ 「3」を入力し、エンター

適用日 ---→ 「20140401」を入力し、エンター

消費税率(%) ---→ 「10」を入力し、エンター、 F12:登録 をクリック

これで、消費税率区分「3」として 消費税率10%のまま変わらない区分ができました。

3) [商品マスタ]の画面を開きます。

処理区分 ---→ 1:登録

商品CD ---→ 未使用の商品CDを指定、エンター

商品名 ---→ 「消費税8%」など(なんでもよいです) 入力し、エンター

諸口区分 ---→ 「2:諸口」を選択 (売上入力画面などで商品名を入力できます)

在庫管理区分 ---→ 「2:しない」

消費税率区分 ---→ 「2:8.00%」を指定し、エンター

【MHE160】商品マスタ

処理区分 1:登録

商品CD 00000010 消費税8%

基本情報 取引先情報 欄番情報

商品名 消費税8% 在庫評価単価
 略称 消費税8% 標準
 か 消費税8% 月初
 規格 月末

諸口区分 2:諸口
 在庫管理区分 2:しない
 消費税率区分 2 8.00 %

この選択をすることで
 「(売上などの)入力画面で商品名を入力できる、在庫管理しない、消費税率8%」の、商品になります。

F12:登録 をクリック、「登録しますか?」の確認メッセージが出たら はい をクリックします。
 入力内容がクリアされたら登録完了です。

1:登録 2:変更 3:削除 4:複写 5:印刷
 F1:終了 F3:画面別 F4:検索 F5:行挿入 F6:商品単価 F7:印刷 F8:自動採番 F12:登録

これで、消費税率8%のまま変わらない商品ができました。

4) 同じ手順で、消費税率区分 ---→ 「3:10.00%」を指定

これで、消費税率10%のまま変わらない商品ができました。

【見積入力】【受注入力】【売上入力】【発注入力】【仕入入力】 各画面共通

3) 4) で登録した商品を指定すると、見積日 (もしくは受注日/売上日/発注日/仕入日)にかかわらず、指定の消費税率で計算されます。

3

軽減税率・経過措置に関して

軽減税率に関して、原則対応しておりません。

経過措置に関して、一時的に消費税率を変更する必要がある場合は、

「2. 2019年9月30日以前に消費税率10% 2019年10月1日以降に消費税率8%を使用する方法」にて、対応が可能です。

運用によって、設定変更やカスタマイズを行う必要があります。

ご心配な点がございましたら、お問合せください。

例・軽減税率対応が必要

- ・区分記載請求書、適格請求書を印刷する必要がある
- ・税率ごとに帳簿に記載する必要がある
- ・在庫管理のため、商品CDを変更せずに消費税率を使い分けたい
- ・売上(仕入) 入力画面で、明細ごとに税率を選択する必要がある
- ・税率ごとに実績を集計したい

など

お問い合わせ先

0120-519-199 株式会社トップ 総合受付

担当部署：ソフトウェアセンタ

受付時間 平日9:00～18:00